

***** 行政だより *****

改正「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が

12月1日より施行されました(1)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成15年法律だい93号以下改正法という。)は、平成15年6月18日に公布され、その一部は既に施行されているところです。これに伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成15年10月1日に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則が、平成15年11月28日にそれぞれ公布され、平成15年12月1日から施行されました。

今回の改正は、廃棄物の排出量が高水準で推移していることに加え、不法投棄等の不適正処理がなお後を絶たない状況から、行政調査権限の拡張、罰則の強化、許可に係る規制の厳格化等、更なる不適正処理への対応策を措置するとともに、廃棄物の広域的処理に係る特例制度の創設等、効率的な廃棄物処理を確保するための制度の合理化を図ったものです。

不適正処理への対応策として次のようなものが改正されました。

1. 不法投棄の未然防止等の措置

(1) 都道府県等の調査権限が拡充されました。

野積み等を行なった者が、廃棄物でないと主張した場合でも都道府県または市町村が立ち入り等を実施し、廃棄物と判断した場合撤去などを求めることができるようになりました。

廃棄物であることの疑いがある物が野積みされるなどして生活環境の保全上支障が生じている実態があることから、あらかじめ当該物が廃棄物であると判断されるに足りる事実を把握していなくても、都道府県知事又区市町村長は、法に基づく報告徴収(法第18条)又は立入検査(法第19条)ができることになりました。

また、産業廃棄物に関し、緊急時には、環境大臣が報告徴収及び立入検査を行なえることになりました。(法第4条の3)

(2) 不法投棄等に係る罰則の強化

不法投棄等を行なおうとする者が、その実行に着手した段階で警察の監視に気付く等で、実行行為の完遂に至らず、処罰を免れるケースが見られ、これらの者が再び不法投棄等を行う蓋然性が高いことから、不法投棄(法第25条第項)又は不法焼却(法第26条第2項)の未遂行為も罰することになりました。

不法投棄未遂罪 【平成15年7月8日施行】

5年以下の懲役又は1000万円以下、法人にあたっては1億円以下の罰金又はこの併料
廃棄物を不法投棄するために、廃棄物を投げる、置く、埋める等の行為に着手した時点で、不法投棄の未遂があったものとします。

[具体例]

- ・ ダンプカーの荷台操作等の一連の投棄行為を始めた直後に警察官等に制止された場合
- ・ 警察官等の監視に気づいて投棄行為を打ち切った場合
- ・ 不法投棄しようとしたが、ダンプカーが故障し廃棄物を投下できなかった場合

不法焼却未遂罪 【平成15年7月8日施行】

3年以下の懲役又は300万円以下の罰金またはこれを併料
廃棄物を不法に焼却するために、焼却行為に着手した時点で不法焼却の未遂があったものとします。

[具体例]

- ・ 直接廃棄物に点火した場合
- ・ 廃棄物を焼却する目的で新聞紙などに着火した場合
- ・ 焼却する目的で廃棄物にガソリンを散布した場合

また、あわせて、法人が一般廃棄物を不法投棄等に関与した場合に対する罰則が産業廃棄物に係る罰則と同様になりました。

一般廃棄物の不法投棄に係る罰則の強化【平成15年12月1日施行】

法人が一般廃棄物の不法投棄に関与した場合に対する罰則を、産業廃棄物に係る罰則と同様、1億円以下の罰金に引き上げることになりました。(未遂行為も含む)

(3) 不法投棄等に係る罰則の強化

(ア) 得に悪質な業者の許可の取消しの義務化

許可の取り消し処分に係る聴聞通知があった後、処分取り消しを免れる目的等で、取消処分の前に廃業の届出をした場合、届出をした者、および法人にあっては聴聞通知の前に 60 日以内に当該法人の役員等であった者は、廃業届の日から 5 年間許可を受けることができなくなりました。

欠格要件に該当するに至った者及び事業停止等の処分に違反した業者、特に悪質な業者（廃棄物処理業者、廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者）について、都道府県知事又は市町村長は、必ず許可を取り消さなければならないことになりました。

【 法律の施行前の事項にも適用】

（法第 7 条の 4、法第 9 条の 2 の 2、法第 14 条の 3 の 2（法第 14 条の 6 準用含む）、法第 15 条の 3）

(イ) 廃棄物処理業の許可に係る欠格要件の追加

欠格要件に該当することとなった場合のほか、法律違反をした者のうち情状が特に重いと、又は事業停止等の命令に従わなかったときは、都道府県知事等は許可を取り消します。

欠格要件に該当した産業廃棄物処理業者が許可の取り消しを免れる目的で、取消処分直前に廃業の届出をする事例が増加しているため廃棄物処理業、廃棄物処理施設の設置の許可に係る欠格要件として、許可取消処分に係る聴聞通知のあったことを知り得べき状態になった日から、当該処分がなされる日又は処分しないことを決定する日までに廃業の届出をした者（いわゆる「許可の取消し逃れをした者」）で、当該届出のあった日から 5 年を経過していない者等を追加することになりました。

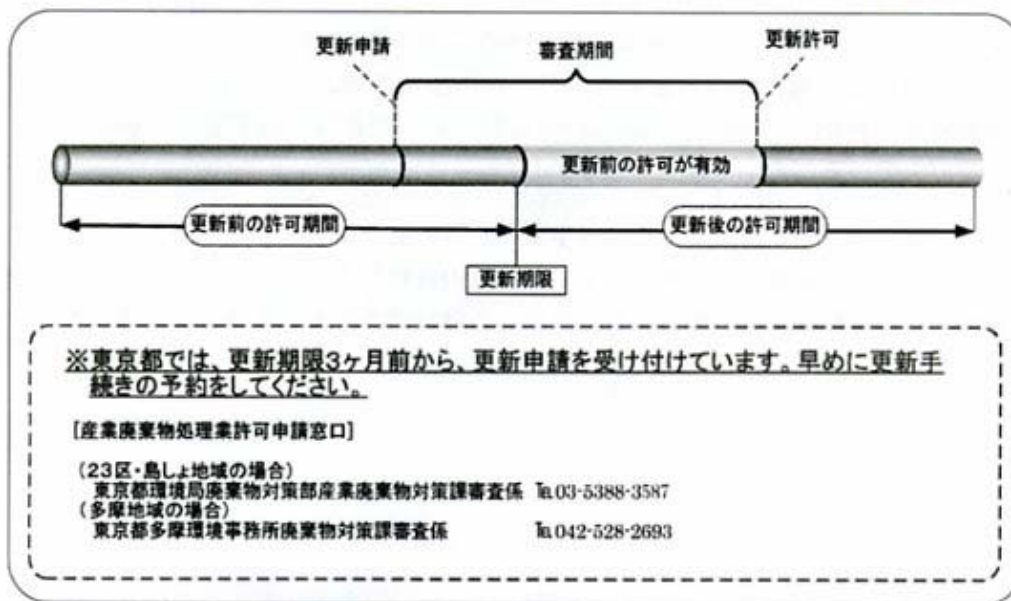
また、当該届出をした者が法人である場合、聴聞通知の日前 60 日以内に当該法人の役員等だった者についても欠格要件に追加することとなりました。

【 法律の施行前の事項にも適用】

（法第 7 条の第 5 項第 4 号ホ及びへ、法第 8 条の 2 第 1 項第 4 号、法第 14 条の第 5 項第 2 号イ）

(ウ) 都道府県による満了による適切な更新手続きの確保

許可の有効期間の満了の日までに、廃棄物処理業者の許可の更新の申請がなされた場合、有効期間の満了後も、当該更新申請に対する処分がなされるまでの間、更新前の許可は効力を有することとなりました。



(法第7条第3項、法第4項、法第8項及び第9項、法第14条第3項、法第41項、法第8項及び第9項、法第14条の4第3項、法第4項、法第8項及び第9項)

(4) 事業者が一般廃棄物の処理を委託する場合の基準等の創設

事業者が一般廃棄物の処理を他人に委託する場合の基準(第6条の2第6項、第7項)として、他人の一般廃棄物の処理を業として行うことができる者であって、委託しようとする処理がその事業の範囲に含まれるものに委託しなければならないこと等が定められました。(令第4条の4)また、措置命令の対象者として、規準に違反した委託業者を加えることになりました。(法第19条の4)

事業者がその一般廃棄物の処理を委託することができる者(施行規則第1条の17)法第6条の2第6項に基づき、事業者は一般廃棄物の処理を他人に委託する場には、一般廃棄物処理業者そのほか省令で定める者に委託しなくてはならないことになりました。

この省令で定める者としては、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処理を業として行う者、法第9条の8又は第9条の9に基づく環境大臣認定者です。

特別管理一般廃棄物の処理を委託する場合の通知事項(施行規則第1条の19)

特別管理一般廃棄物の委託については委託業者に省令で定める事項を通知することになりました。

この省令で定める事項としては、委託しようとする特別管理一般廃棄物の種類、数量、性状及び荷姿等が該当します。

